

適切な意思決定支援に関する指針

『基本指針』

本人が本人らしい生き方を最期まで行うことができるように、本人を中心とした医療・ケアに関わる人々で適切な話し合いを行い、本人を中心にケア提供者も納得のできる意思決定をし、最期の時を迎えることを目標とします。

『意思決定の支援に関して』

I.基本支援

- 継続した支援のなかで、医療従事者から現状、医療行為等の選択肢、今後の予測などの適切な情報提供を行います。
- 本人およびケアを受ける本人・家族が納得した意思決定をできるように十分な話し合いを行います。
- 本人の意思・価値観・人生観などを含め話し合いを繰り返し行います。
- 医療行為、ケアの開始・不開始等は医療・ケアチームによって医学的妥当性と適切性をもって慎重に判断します。
- 可能な限り疼痛や不快な症状の緩和に努め、本人・ケア提供者等の精神的・社会的な援助も含めた全人的な医療・ケアを行います。
- 人生の最終段階に向けて、継続した診療のなかで本人や家族の意思や価値観・人生観を把握できる様に努めます。

II.人生の最終段階における医療・ケアの方針決定手続

- 本人の意思確認ができる場合
 - 方針決定は本人の状態を考慮した医学的検討を行い、本人が希望する範囲の適切な情報提供を行います。
 - 上記を基に本人やケア提供者の意思・価値観なども含め、十分な話し合いを行い、意思決定を支援し、ケアチームの方針決定とします。
 - 方針決定は適宜、話し合いを行い、見直すこととします。
- 本人の意思確認ができない場合
 - 本人をよく知る家族・ケア提供者により意思を推定し、本人の価値観や人生観などをできる限り反映した本人にとって最善の方針を検討します。
 - 本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善かについて、本人の生き方、価値観などをよく知る家族等のケア提供者を交えて繰り返し話し合いを行い、本人・ケア提供者にとって最善の方針を検討します。
- 1)、2)を含め、本人・家族が希望する場合は必要に応じて、複数の専門家になる話し合いの場を設け、治療方針・ケアの方法に関する検討・助言等を得ながら話し合いを行います。